

公益社団法人余市町シルバー人材センター  
会 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人余市町シルバー人材センターの会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額 2,000円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、一口年額 5,000円とする。

(納入期日)

第3条 会員は前条の会費を一括して、その属する事業年度内に納入するものとする。

2 会員が一事業年度の途中で退会するときは、すでに納入した会費は返却しない。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業、法人会計事業にそれぞれ使用する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規程は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。